

- ▶ 背景①：飯田市第10次消防力(消防団)整備計画の計画期限到来
- ▶ 背景②：地域社会の劇的な変化 ⇒ 人口構造変化と少子高齢化=団員減少傾向、活動内容の多様化=機能強化の必要性
- ▶ 背景③：消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年12月13日法律第110号 ※裏面参照)の施行

目的
東日本大震災の教訓を踏まえ『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』が施行されたことから、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって当市及び周辺地域の安全の確保に資することを目的とする。

基本方針	方針① 安全装備品の充実 <small>専門性を伴う装備品の充実等</small>	方針② 多機能型積載 車輛の導入 <small>レスキュー関連装備等</small>	方針③ 消防活動の 拡充と充実 <small>救急指導・防災リーダー等</small>	方針④ 地域コミュニティの 維持・振興 <small>少年防火クラブ発足等</small>	方針⑤ 女性団員の参画 <small>女性部新設等</small>
-------------	--	--	---	---	--

第10次 整備計画 からの 変更点	新 本部の組織を再編 ① 広報部 ② 予防救護部 ③ 総務部 ④ 女性部 ⑤ 機動救助隊を新設 <small>※組織体制強化と意思決定への女性参画の促進</small>	方面隊の再編成 第1方面隊：1.2.4.16分団 第2方面隊：5.7.15分団 第3方面隊：3.9.10分団 第4方面隊：8.11.12.13分団 第5方面隊：6.14.17.18分団 <small>※多機能型積載車輛の導入に向け方面隊を再編成</small>	団員定数の変更 団員定数50名削減 現定員：1,395名 ↓ (50名減) 新定員：1,345名 <small>※実態を踏まえた定員数設定</small>	班等の統廃合・縮小 ① 第11分団(川路)の三区班を廃止 ② 第17分団(上村)の中郷詰所を廃止し機関を上町に移転 ③ ラッパ隊は縮小、音楽隊は部から班へ <small>※まちづくり委員会等と協議中</small>
--------------------------------------	--	---	---	--

支援団員制度の充実 ① 消防団条例に定める定住要件撤廃 ② 支援団員の定年を60歳から67歳へ拡大 <small>※団員確保策として柔軟な運用</small>	新 機能別分団新設 ① 飯田女子短期大学に学生分団の新設を検討 ② 一定の機能に限定した消防団サポート分団の新設を検討 <small>※飯田女子短期大学と協議開始 ※社会ニーズに適応したサポート分団を検討</small>	機関や安全装備品等の充実 ① 多機能型積載車輛の導入(5カ年で5方面隊に各1台) ② 安全装備品の充実 消防団の装備品の基準から優先すべき装備品を選択して導入 防火衣・防火長靴・ケブラー手袋・小電力トランシーバー ③ 詰所整備 昭和56年以前に建築された詰所を優先的に対応 既存施設の有効活用を念頭に耐震改修等を計画的に実施 男女共同参画を推進するための施設整備に配慮
---	---	---

飯田市消防団の概況

組織 (平成27年4月1日現在)

飯田市消防団	1 団
飯田市消防団の方面隊数	5 隊
飯田市消防団の分団数	18 分団
飯田市消防団の部数	38 部
飯田市消防団の班数	266 班

人員 (平成27年4月1日現在)

飯田市消防団条例定数	1,395 名
飯田市消防団の実員数	1,266 名
うち女性団員数	82 名
就労形態	
被雇用者	1,055 名
自営業者	24 名
家族従業者	74 名
その他	113 名

資機材 (平成27年4月1日現在)

ポンプ自動車	17 台
小型動力ポンプ付積載車	58 台
小型動力ポンプ	10 台
車載用無線機	51 台
携帯用無線機	108 台
小電力トランシーバー	291 台
無線受令機	10 台

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(平成25年12月13日法律第110号)

目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

飯田市第11次消防力(消防団)整備計画

平成28年度から平成32年度まで

飯 田 市

目 次

I	策定の目的及び基本方針	1
II	基本計画	2
1	組織	2
2	消防団員定数及び任務	2
3	消防機械の整備	3
4	消防団詰所等施設の整備	4
5	防火貯水槽整備	4
6	消防団通信網の整備	4
7	一般装備及び個人装備品(安全装備品)	5
8	地域との関わりと広報活動	5
9	他町村との応援体制	6
10	出動計画の見直し	6
III	消防団の活性化対策	7
1	消防団活動への参加促進	7
2	機能別団員(支援団員)・機能別分団の検討	7
3	消防団活動への理解促進対策	8
4	福利厚生	8
IV	環境問題への対応	9
V	消防団員の安全管理	10
1	安全管理の確立	10
2	安全教育の実施	10
VI	救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入	11
1	救急線法の更なる発展	11
2	応急手当普及員及び応急手当指導員の養成	11
3	救急救助訓練資機材の導入	11

I 策定の目的及び基本方針

飯田市第10次消防力(消防団)整備計画の最終年度にあたり、平成28年度から5ヵ年の飯田市第11次消防力(消防団)整備計画(以下「本計画」という。)を策定する。本計画は「第5次飯田市基本構想基本計画」、「南信州定住自立圏共生ビジョン(以下、「定住自立圏構想」という。))」、「三遠南信連携ビジョン」及び「飯田広域消防将来ビジョン」の基本理念に基づくものである。

本計画は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図り、もって当市及び周辺地域の安全の確保に資することを目的とする。

当地域は、伊那谷断層帯に起因する直下型地震の発生により甚大な被害が想定されている。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されており、地域防災力の向上が急務であるとともに、三遠南信地域の一員としての役割も期待されているところである。さらに当地域は、台風や局地的集中豪雨等に起因する土砂災害等が発生しやすい地形・地質であり、近時の急激な気象変動への対応も求められているところである。

これら大小様々な災害に対しては、地域防災力の向上と支援・受援体制の更なる充実が不可欠であり、飯田市消防団は、常備消防との連携を第一義とし、定住自立圏構想における「中心市」に存する消防団として周辺町村との連携により、地域防災力の要として、命を守る消防団として、安全・安心なまちづくりに寄与しなければならない。

また、人口減少・経済縮小時代の国・地方公共団体の厳しい財政状況を考慮し、施策の見直しや重点化等によりムリ・ムラ・ムダを無くしつつ、消防力向上のための新たな施設設備への投資を実施していく必要がある。

現在、約1,300名の消防団員は、生業を持ちながら「自らの地域は自らが守る」という理念に基づき、火災等の各種災害に対応する即戦力として地域の安全・安心に大きく貢献するとともに、「防災力は地域力」であることから地域コミュニティに、更には地域振興においてもその役割を担っている。また、地域の実情に精通した団員により構成されている消防団は、地域に根ざした活動として、災害時要配慮者へのきめ細かな対応や地域の将来を担う人材育成として住民や子どもたちの活動をサポートするなど幅広い活動を行っている。一方で、少子高齢化による消防団員の欠員は慢性化しており、消防団の努力だけでは定数維持が困難な状況にあるのも実態である。

以上のような状況を踏まえつつ、地域住民の付託に応える消防団となるため、団員が地域にうち解け、地域防災力の向上と安全・安心のまちづくりに寄与することを目標として消防団活動の基本的な事項を再検討し本計画を策定した。

地域の実情に即した定数の見直し、現行の支援団員制度に加え、機能別団員等の導入など団員確保策を検討し、地域の活性化に寄与するため「地域づくりは人づくり、人づくりは消防団をきっかけに」を合言葉に、地域内の多様な主体と連携して入団促進を図っていく。

また、大規模災害発生時、地域防災の要として活動できるよう救急救護、避難誘導、避難所の設営等が行える「いのちを守る消防団」を目指し、日頃の訓練に加え、これらの活動を行う消防団員の安全確保のための安全教育・安全装備品の充実を図る。

制度導入から23年目を迎えた女性消防団員については、予防・救急救護・広報活動などから意思決定段階を含めより幅広い分野にその活躍の場を広げるため、これまで以上の共同参画を促すほか、引き続き、環境への配慮、災害情報の共有化の促進策を検討・実施することとした。

更に、さまざまな災害に対応するため、継続的に常備消防との関係を強化し、災害現場では常備消防の指揮隊と連携し、安全管理の徹底・部隊活動の掌握と適正な指揮を執るため、平時より訓練を重ね、消防団員一人ひとりがさらなる資質の向上を目指すことを掲げた。

なお、本計画の一部については、防災対策や地域の実情に配慮して、計画期間にとらわれない計画とした。また、本計画終了年度までの間において、諸般の事情により本計画が実情に沿わなくなった場合には見直しを行うものとする。

II 基本計画

1 組織

飯田市消防団条例の規定に基づき、次の組織を置く。

- (1) 団本部を、団長、副団長、本部分団長により組織する。
 - ア 本部に広報部・予防救護部、総務部、女性部、機動救助隊を置く。
 - イ ラップ隊、予防救護部長、女性部は、団本部付きとする。
- (2) 分団は18個分団とする。
 - ア 分団は、2部6班制とする。
 - イ 分団には、女性団員を5名置く。
- (3) 方面隊を次のとおり組織する。

＜方面隊組織分団及び区域＞

第1方面隊	分団	1	2	4	16
	区域	橋南	橋北・東野	座光寺	上郷
第2方面隊	分団	5	7	15	
	区域	松尾	竜丘	鼎	
第3方面隊	分団	3	9	10	
	区域	上飯田	山本	伊賀良	
第4方面隊	分団	8	11	12	13
	区域	三穂	川路	龍江	千代
第5方面隊	分団	6	14	17	18
	区域	下久堅	上久堅	上村	南信濃

- (4) 組織は【別紙1】のとおりとする。

2 消防団員定数及び任務

- (1) 団員の定数は1,345名とし、分団ごと定数は【別紙2】、任務は【別紙3】のとおりとする。
- (2) 団本部員は、団長以下9名とし、消防団運営及び消防団活動の基幹を担う。
- (3) 本部付き団員定数及び任務を次に定める。
 - ア ラップ隊の定数は3名（ラップ長1、部長2）とし、各分団のラップ班員を指導し、活動を通じて防災意識の高揚を図る。
 - イ 予防救護部長（兼女性部副部長）1名とし、予防救護活動の統括を行う。
 - ウ 音楽隊班は10名（班長1、班員9名）とし、広報部のもと活動し火災予防啓発及び消防団広報を行う。
 - エ 女性部15名（女性部長1名、部員14名）とし、女性消防団の運営及び活動の基幹を担う。
- (4) 分団の定数は、下表のとおりとし、分団の統括及び分団相互の連携に努めるとともに地震災害などの広域災害における災害現場活動の先端指揮本部機能の確立・情報通信網の確立及び統制などの任務を行う。

＜分団本部及び各機関班等の人員配置等＞

分団本部	分団本部員	4名	分団長・副分団長・庶務部長・消防部長
	庶務班	1名	
	ラッパ班	下記別表	ラッパ吹奏の他、伝令の任務を行う。
	予防救護班	5名	
各機関班等	予防広報班	1名	積載車班の定数にあつては、事情に応じた増員あり。 2機関運用班は5名増とする。
	自動車班	13名	
	多機能型積載車班	11名	
	積載車班	10名	
	搬送車班	10名	
	警防班	3名	

※上記定数を基本とし、分団・地区実情を鑑み分団ごと班別定数【別紙2】とする。

＜別表 ラッパ班員数＞

分団	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
定数	2	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※1分団及び2分団は分団間で調整可

- (5) 女性団員の任務については予防救護班のみに限定しない。また予防救護班員は女性のみ限定しない。
- (6) 方面隊は分団相互の連携により効果的な活動を行うものとする。

3 消防機械の整備

- (1) 消防ポンプ自動車、積載車（多機能型積載車含む）、搬送車の配備

機関配備の増減などの変更については、定数・組織との関連性が極めて強いため、消防団全体のバランスを視野に入れ、且つ、地域の実情にも充分配慮しながら調整・整備を行うものとする。

各方面隊における基幹分団（方面隊の中心的な位置づけとなる分団）の積載車は、多機能型積載車に順次変更し整備していく。

- (2) 消防ポンプ自動車等の性能

- ア 消防ポンプ自動車は、CD-I型を基本とし、ポンプ性能はA-2級とする。
- イ 小型動力ポンプ付積載車は、動力消防ポンプ規格による放水性能をB-2級とする。
- ウ 多機能型積載車は小型動力ポンプ付積載車に救助・救急資機材を搭載した車輛とする。
- エ 小型動力ポンプ付搬送車は、動力消防ポンプ規格による放水性能をB-3級とする。

- (3) 消防ポンプ自動車等更新年次

＜車輛の保有状況＞

車種	消防ポンプ自動車	積載車	搬送車	指揮車
保有台数	17台	44台	13台	1台

- ア 消防ポンプ自動車 … 19年（更新期間を17年から2年延長）
 - イ 小型動力ポンプ付積載車 … 17年（更新期間を15年から2年延長）
 - ウ 多機能型積載車 … 17年（新規）
 - エ 小型動力ポンプ付搬送車 … 17年（更新期間を15年から2年延長）
 - オ 2機関運用のいずれか一方のポンプ及び車輛は、運用状況に応じて更新年次を繰り延べるものとする。
 - カ 計画期間中の更新は【別紙4】のとおりとする。
- (4) C-1級ポンプの配置
- ア 消防ポンプ自動車に搭載するC-1級小型動力消防ポンプは、現用機関の運用状況に応じて分団相互間の配置転換を行う。
 - イ 必要に応じて更新配備を検討する。

4 消防団詰所等施設の整備

消防団の拠点施設である詰所は、おおむね整備され、第10次消防力(消防団)整備計画では2つの詰所が新築されたほか、必要に応じた改修工事も行った。

今後は、飯田市の基本方針である「適正な維持管理による公共施設の長寿命化の推進」に基づいて、専門家による現地診断等を行い、その診断結果により改修等を計画的に実施する。

- (1) 大半の詰所が駐車場不足のため、その確保について調査研究する。
- (2) ホース乾燥塔の整備については、必要に応じて長寿命化のための改修を実施し使用していく。必要に応じて建て替えを原則詰所の建て替え時にあわせて行う。
- (3) 改修等の際には、男女共同参画推進の視点から施設整備のあり方等を検討する。

5 防火貯水槽整備

防火貯水槽については、全市におおむね整備されてはいるものの、阪神淡路大震災の教訓のもとに、今後は、耐震性貯水槽を「飯田市防火貯水槽整備計画」に基づき、耐震性貯水槽整備率の低い地域及び貯水充足率の低い地域を優先し計画的に設置する。

【別紙4】・【別紙5】 飯田市 防火貯水槽整備指針

6 消防団通信網の整備

消防団における通信網の整備は、多様化する災害に備え、消防無線のデジタル化が平成25年度に完了し、今後は、災害時における出動小隊（各分団の出動最小部隊をいう。）内の通信機器の整備及び有効な活用方法を研究し整備を図るとともに多機能携帯電話（スマートフォン）などを用いた情報収集等について研究の必要がある。

特に、大規模災害発生時に、消防団内での情報の共有化を図るための情報収集、指揮命令の伝達が迅速かつ確実に行われるシステムを確立することを目的とする。

- (1) 消防団デジタル無線(260MHz帯 飯田広域消防 第5ch 消防団専用波)
現在の機器の維持。
- (2) 特定小電力トランシーバー(422MHz帯10mW 汎用トランシーバー)
火災等局地的災害現場内での情報伝達に活用するため、現在のものを維持更新する。

(3) メール配信（携帯電話等）

災害発生 の 覚知手段及び情報収集手段として、広域消防から配信される「災害情報メール」及び飯田市から配信される「いいだ安全・安心メール」のシステムを活用する。

(4) 補完する通信手段の活用

ア 大規模災害や水防出動において、飯田市の防災行政無線からの情報を有効活用する。

イ スマートフォン等を用いた、災害地点の特定（GPS機能）、動画・静止画等の伝送を用いた情報の共有等について研究する。

ウ 大規模災害等で通信手段がたたれた場合、分団内の通信手段としてアマチュア無線局を用いた通信について「非常通信に関する基本方針ならび非常通信実施要領」及び「アマチュア局の非常通信マニュアル」に基づく通信手段も考慮する。

【別紙6】通信網フロー

7 一般装備及び個人装備品(安全装備品)

(1) 一般装備品

一般装備品の基準数は次表のとおりであり、維持管理に努める。

＜一般装備品の配備基準＞

	分団本部	自動車班	積載車班	搬送車班
ホース		40本	15本	13本
ホースリュック		3個	2個	1個
防火衣	4着	8着	6着	5着
発動発電機		1基	1基	1基

(2) 耐切創性手袋（ケブラー手袋）

安全確保の観点から計画期間中に全分団員に配備をめざす。

(3) 被服、防火衣、防火用長靴、特定小電力トランシーバー

団員が安全で活動しやすい仕様について研究するとともに、既配備品が老朽化しているので、計画期間中に順次更新と必要に応じ仕様変更を行う。

(4) 専門性を伴う装備品について

安全装備品（ライフジャケット・PDF及びスローバッグなど流水域での安全活動に必要な装備、山間部人命捜索などにおける装備品、防滑装置ほか）については、機材や装備品検討し順次配備する。

(5) 消防団詰所の備品の見直し

指定備品（飯田市備品以外の貸与物品等）について検討し一部見直しを行い、順次整備する。

8 地域との関わりと広報活動

(1) 行政と一体となって、各地区まちづくり委員会等、各地区自主防災会、赤十字奉仕団などと一層の連携強化を図るとともに、地域防災のリーダーとなるべく資質向上に努めるとともに防災活動を積極的に推し進め、安全・安心なまちづくりに貢献する。

(2) 地域の活動に積極的に参加することをつうじて、地域・職場・家庭の理解を深め、消防団員が活動しやすい環境を醸成するとともに、新入団員を積極的に勧誘する。

-
- (3) 高齢者、独居高齢者、障害者等の災害時要配慮者の戸別訪問をし、火災予防の啓発に努める。
 - (4) 幼少年を対象とした火災予防啓発（少年少女消防クラブ、紙芝居、人形劇等）に努める。
 - (5) 住宅用火災警報器設置の啓発・広報に努める。
 - (6) 消防団活動を通して、団員相互の親睦を深め、地域の将来を担う人材を育成する。
 - (7) 消防団活動を広く市民に理解してもらうために広報活動に努める。消防団独自のホームページの開設について研究するほか、既存メディア（広報いいだお知らせ版、飯田市Webサイト・南信州ぽおたる・Twitter・Facebook、いいだFM、飯田ケーブルテレビ、週刊いいだなど）を有効利用する。
 - (8) マスメディアの活用
上記(7)のほかマスメディアを積極的に活用する。

9 他町村との応援体制

他市町村との相互応援体制を確立するとともに、飯田下伊那地域の消防団のリーダー的な役割を担う消防団としての自覚を持つ。

隣接する町村消防団と相互に応援しあえるよう協議を行い、出動計画に定め火災出動等を行う。

- (1) 南信州関係市町村相互応援協定に基づき、近隣町村との相互応援体制の強化を更に進める。
- (2) 飯田市が相互応援協定を結んでいる自治体消防団との協力関係を更に充実させ、大規模災害時における支援・受援体制の強化を進める。

10 出動計画の見直し

- (1) 第5方面隊の体制及び出動計画の見直し。
- (2) 消防力の均等化、分団間の協力体制の強化及び明瞭化を計った出動計画とする。

【別紙7】出動計画書

Ⅲ 消防団の活性化対策

消防団員の確保については、それぞれの分団において、消防団OBや地域組織の代表者との協力のもと勧誘活動を行っているが、条例定数を満たす団員数の確保が困難になりつつある。

これは、常備消防の進展、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来による対象年齢者の減少や産業・就業構造の変化による消防団員のサラリーマン化などによる職住分離の増加などが考察される。

消防団員確保は、消防団活動維持の根幹をなすものであり憂慮すべき問題である。消防団員確保を継続的に、多様な主体との協働により可能な限りの方策を講じていくこととするとともに、併せて、魅力ある消防団を創出していかなければならない。

1 消防団活動への参加促進

- (1) 従来の観念にとらわれることなく、若年層団員及び分団長等からのヒアリングにより要望・意見等をまとめ、時代に即応できる消防団組織を継続検討する。
- (2) 各種の市民イベントに積極的に参加し、消防団活動の広報と火災予防を呼びかける。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動などの導入を検討し実現を図る。
- (4) 消防団活動を通して必要となる資格や講習など（第三級陸上特殊無線技士・小型車輛系建設機械〔整地・運搬・積込み用及び掘削用〕特別教育・応急手当普及員等）に係る費用の補助を行う。
- (5) 男女が協働できる場(男女共同参画の場)として、また、大規模災害時には、地域の防災の拠点としても使用できる施設整備に配慮する。
- (6) 総務省消防庁が消防団員数の減少に歯止めをかけるために発足した「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を活用し、本市消防団員の確保について研究し実践をする。

2 機能別団員(支援団員)・機能別分団の検討

- (1) 現状の課題を検討する中で研究を進める。
- (2) 勤務地応援の具体的な位置付けの検討。

❖機能別団員とは…

消防団活動をすべて行う消防団員（基本団員）を基幹とし、補完する団員として特定の役割・活動及び大規模災害等に参加する団員。

ア 支援団員： 平日の昼間時、活動団員を確保しやすい地元で仕事している消防団OB（職団員OB団員）を採用し特定の災害等だけに出動する団員。

イ 指導者団員： 職団員幹部のOBを消防団の訓練指導者として採用。

ウ 大規模災害団員： 出動する災害を大規模災害等に特定した団員を採用。

エ 勤務地団員： 中心市街地や昼間人口が減少する地域で、勤務しているサラリーマン等を団員として採用。

オ その他

❖機能別分団とは…

消防団活動をすべて行う消防団員（基本団員）で構成する分団を基幹の組織とし、補完する組織として特定の役割、活動、大規模災害等に参加する団員で構成する分団。

ア 女性分団：女性部内に学生（飯田女子短期大学）分団の設置について研究（本部内に女性部卒15名あり）。女性団員による消防団活動を参画するとともに、学生時代から地域貢献のために働く消防団に慣れ親しんでもらうことを目的とする。主な活動は、火災予防、広報、救急指導等の活動に重点を置いて活動。

イ 大規模災害分団：出動する災害を震災や水災などの大規模災害時に特定し、分団を設置（本部内に「機動救助隊」を設置し今後訓練等を通じて検討していく）。

ウ 事業所分団：事業所単位で分団を設置（今後研究）。

3 消防団活動への理解促進対策

(1) さまざまな意見の消防団活動への反映

地域におけるあらゆる機会をとらえて、各種団体やOB、子どもたちの意見を聞き取るなどし、それぞれ分団ごとの地域の特色を生かした消防団活動に反映できるように努力する。

(2) 消防団の認知と理解の促進

総合防災訓練、非常招集訓練に際し、初期消火訓練や救護訓練、避難誘導訓練を住民と共に積極的に行い認知度を高める。消防団の存在意義について引き続き理解を得てゆくものとする。

(3) 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度の推進により、事業主・雇用主に対しても消防団活動への参加促進に理解を求めていく。

4 福利厚生

消防団員が安心して活動できるための処遇、待遇の改善、福祉共済の充実、年金の推進を働きかけるほか、福利厚生事業を実施する。

健康管理指導については、現在、健康福祉部保健課と連携し食事の指導を行っているが、今後さらに運動や精神的な健康管理についても検討の上、有効な方法で実施する。

Ⅳ 環境問題への対応

環境問題は、さまざまな形で私達の生活に直接影響を及ぼしている。

世界的な規模で取り組みが求められる地球環境問題は、消防団においても例外ではない。災害時においては一定量のエネルギーが必要であるが、「環境文化都市」の消防団として環境への配慮を怠ることなく、引き続き次の施策を行うものとする。

- (1) 火災の減少のための予防広報活動の充実
- (2) 活動時における水損害の防止の徹底
- (3) 既存機関（ポンプ・車輛）の環境対策への配慮と長寿命化
更新時期に併せて環境配慮対策を講じていく。
- (4) 新規導入（ポンプ・車輛）の環境対策への配慮
 - ア 動力ポンプの4サイクル化の推進
 - イ 消防車輛への環境対策エンジンの積極的な導入
 - ウ 環境対策エンジン（ハイブリッド、省エネエンジン）の導入
 - エ 新規導入消防車輛へのポンプ冷却水循環装置の導入
 - オ その他環境に配慮を具体化させる仕様の提示
 - カ 消防自動車の散光式警光灯のLEDの積極的な導入
- (5) 既存施設における環境配慮
 - ア 太陽光発電設備事業と今後の施策への継承検討
 - イ 赤色灯のLED化・省エネ照明の積極的な導入
 - ウ 危険物の適正保管と適正処理
 - エ グリーンコンシューマリズム（環境に配慮した商品の購入）の徹底
 - オ 環境配慮物品等の指定
- (6) 新設建物等への環境配慮
飯田市における環境配慮政策と先進的な環境配慮を積極的に導入する。

V 消防団員の安全管理

消防団員の活動には危険が伴うことが多いので、何よりも安全を優先する。安全管理の徹底は必須項目である。災害現場活動はもとより日常のあらゆる活動において、消防団員の心身の安全対策を講じていく。

1 安全管理の確立

(1) 災害現場活動における安全管理体制の確立

ア 現場指揮における安全管理の徹底

消防団指揮隊は災害状況、部隊活動及び危険情報の把握を迅速に行い広域消防指揮隊との十分な連携により適確な指揮を執る。

イ 小隊活動における安全管理の徹底

小隊長(出場している分団部隊の上席となる者、例えばポンプ自動車1台が出場した場合、その車輛長が小隊長となる。その現場に出場小隊長よりも上席者が臨場した場合は、指揮権限が上席者に移行する)は、先行指揮代行の場合は指揮隊長代行として責任を持ち、消防団本部指揮隊傘下にあつては小隊の活動を把握し、小隊の隊員の安全管理に責任を持つ。

ウ 災害現場における情報共有による安全管理の徹底

①常備消防との情報共有

②災害対応関係機関との情報共有

③情報集約による分析と正確な情報に基づく安全管理

エ 交通事故防止の徹底

オ 惨事ストレス対策のため、惨事災害が発生し事案終了後の出来るだけ早い時期に一次ミーティング等によるメンタルヘルスケアを行うようにする。

(2) 日常における訓練・活動における安全管理体制の確立

ア 訓練における安全及び体調管理の徹底

イ 惨事ストレスへのケア

ウ 交通事故防止の徹底

2 安全教育の実施

(1) 安全教育の徹底

安全管理対策の学習会を随時実施する。

(2) メンタルヘルスケアの徹底

分団長研修時にメンタルヘルスを含めたリーダー研修を行う。

(3) 緊急車輛運転時の交通事故防止

災害出動時、訓練時を含め、緊急車輛の運転に係る安全講習等を行う。

Ⅵ 救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入

1 救急繰法の更なる発展

飯田市消防団で行われている独自の救急繰法を継続しながら、より実践的で適確な救急処置が行えるように内容を検討し発展させる。

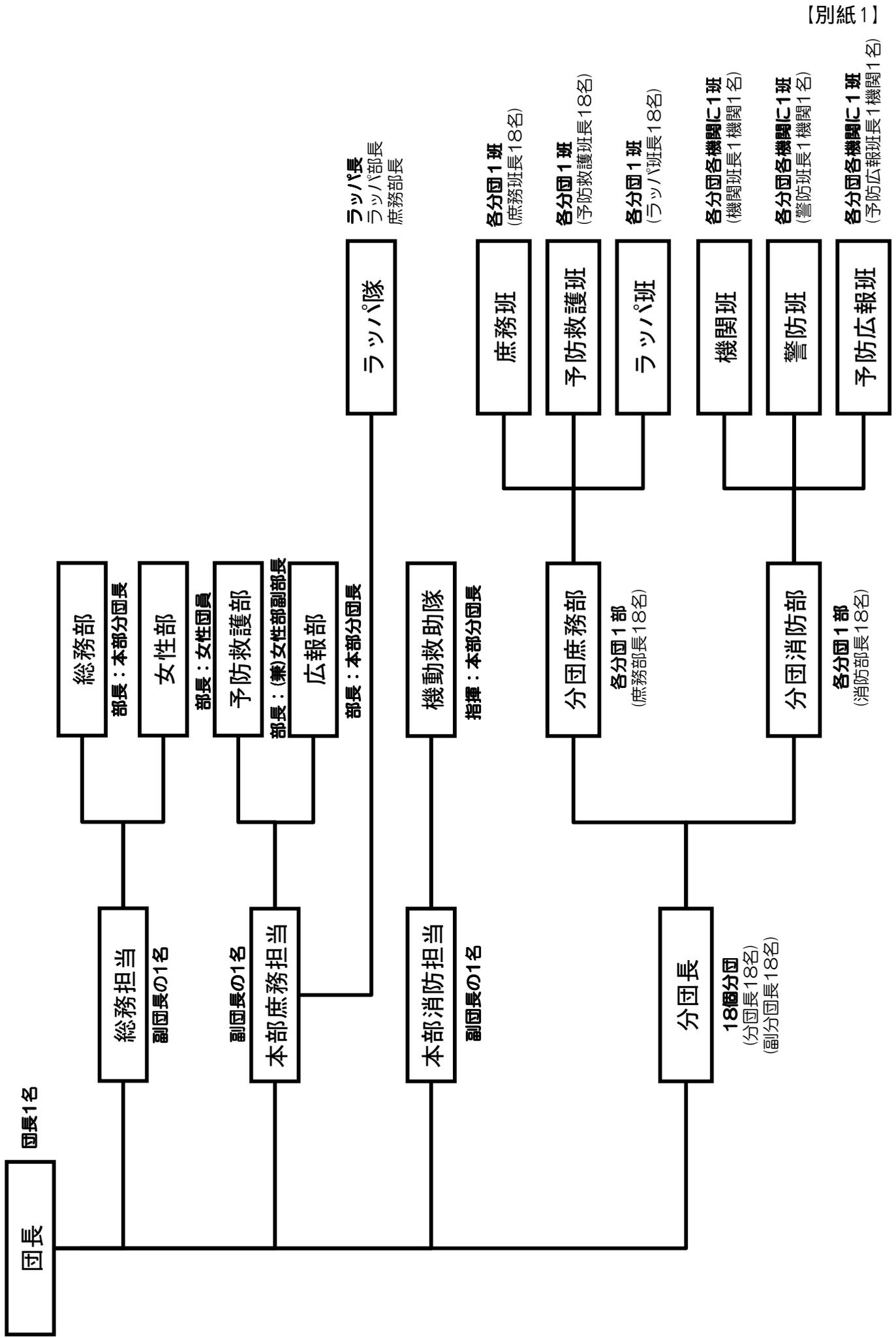
2 応急手当普及員及び応急手当指導員の養成

応急手当普及員及び応急手当指導員を計画的に養成し地域の救急指導にあたる（地域防災リーダーの養成）。

3 救急救助訓練資機材の導入

整備される多機能型積載車の救急救助資機材を用いた訓練に組み込み、大規模災害（連動型大地震等）の発生など有事の際に備える。

第11次消防力(消防団)整備計画 飯田市消防団 組織図



第11次消防力(消防団)整備計画 分団ごと班別定数

平成28年4月1日現在の定数

分団	班別	地区	班・機関編成		本部		庶務班		ラッパ班		予防広報班		警防班		自動車班		積載車班		搬送車班		二機関運用		計
			班	機関	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	
本部					9																		9
本部付き					30																		30
第1方面隊	第1分団	橋南	1	1	4	1	1	1	2	1	1	3	1	1	13	1							29
	第2分団	橋北東野	1	1	4	1	1	1	1	1	1	3	1	1	13	1							28
	第4分団	座光寺	3	3	4	1	1	1	3	1	3	9	3	1	13	1	2	21	2				59
	第16分団	上郷	7	7	4	1	1	1	3	1	7	21	7	1	13	1	6	62	6				116
	4個分団	5地区	12	12	16	4	4	12	12	4	3	36	12	4	52	4	8	83	8				232
第2方面隊	第5分団	松尾	4	4	4	1	1	4	1	1	4	12	4	1	13	1	3	33	3				75
	第7分団	竜丘	5	5	4	1	1	1	3	1	5	15	5	1	13	1	2	21	2	2	20		87
	第15分団	鼎	6	6	4	1	1	1	3	1	6	18	6	1	13	1	5	51	5				101
	3個分団	3地区	15	15	12	3	3	15	15	3	45	15	3	39	3	10	105	10	2	20	2		263
	第3分団	上飯田	3	3	4	1	1	3	1	3	3	9	3	1	13	1	2	21	2				59
第3方面隊	第9分団	山本	5	5	4	1	1	1	3	1	5	15	5	1	13	1	3	31	3	1	10		87
	第10分団	伊賀良	6	6	4	1	1	1	3	1	6	18	6	1	13	1	3	32	3	2	20		102
	3個分団	3地区	14	14	12	3	3	14	14	3	42	14	3	39	3	8	84	8	3	30	3		248
	第8分団	三穂	3	4	4	1	1	3	1	3	3	9	3	1	13	1	2	21	2			1	64
	第11分団	川路	2	2	4	1	1	2	2	1	2	6	2	1	13	1	1	12	1				46
第4方面隊	第12分団	龍江	4	4	4	1	1	1	3	1	4	12	4	1	13	1	3	31	3				73
	第13分団	千代	5	5	4	1	1	1	3	1	5	15	5	1	13	1	3	31	3	1	10		87
	4個分団	4地区	14	15	16	4	4	14	12	4	42	14	4	52	4	9	95	9	1	10	1	5	270
	第6分団	下久堅	5	5	4	1	1	5	1	3	5	15	5	1	13	1	2	21	2	2	20		87
	第14分団	上久堅	4	4	4	1	1	1	3	1	4	12	4	1	13	1	2	22	2	1	10		74
第5方面隊	第17分団	上村	2	4	4	1	1	1	3	1	2	6	2			2	23	2				2	54
	第18分団	南信濃	4	5	4	1	1	1	3	1	4	12	4	1	13	1	2	21	2	1	10		78
	4個分団	4地区	15	18	16	4	4	15	12	4	45	15	3	39	3	8	87	8	4	40	4	15	293
	計	18地区	70	74	111	18	18	17	51	17	210	70	17	221	17	43	454	43	10	100	10	20	1,345
	班数		70										17		17		43					10	
機関数		74										17		17		43					10		4
班長数							18			17		18		18		70		17			10		211
定数				111	18	18	51	18	18	90	18	18	210	221	454	100	20	1,293					

第11次消防力(消防団)整備計画 分団各部班の任務分担表

飯田市消防団

		任 務	
本 部 付	ラッパ隊	団の統制ある行動の維持に関すること。 団の式典に関すること。	
	広報部 ・予防 救護部	消防団活動の広報（団の活性化、市民への理解）に関すること。 予防救護活動に関すること。 予防消防等、防火の啓発に関すること。市の行事等の要請に応えること。 部内に音楽隊班をおく	
	総務部	分団運営・組織に関する分団相互の情報交換及び調整に係る事務を統括 女性消防団員の活動に関すること（女性部長）	
	機動 救助隊	大規模災害に関すること。（重機操縦、救助活動を中心とした大規模災害対応）	
分 団		分団は、平時及び出動時における団活動の1単位であって、平常時における団の諸活動に当たっては、その地区内に存在する分団長以下の消防団員をもって組織運営し、出動時においては、団長の発する事前命令に基づき、分団長を中心として各部及び班は一致協力して、分団の消防力を最高度に発揮するものとする。	
分団長 (副分団長)		分団長は、団長の命を受けて、自己分団の統括に任ずる他、出動時においては担当方面全般の状況判断と自己の責任において総括する部隊を指揮運用すると共に正・副分団長不在時はこれに代わって指揮する（先着順。ただし、同列の場合は地元分団長）。 副分団長は、分団長を補佐し、分団事業の企画及び分団員教養の任に当たると共に分団長不在時は、分団長のあらかじめ示すところによりその職を代行する。	
部		部は、分団長の行う水火災戦闘に対する指揮、或いは教養訓練及び予防活動その他分団諸活動を分担・補佐する機関とし、部内各任務に基づく班の有機的統制と運用の合理化を図るものとする。部長は、正・副分団長不在間その職務を代行する。	
部 長	庶 務	分団長直轄の部とし、分団長の行う統括指揮を容易にし、平時における分団の庶務的事務を分担する。部長は、分団長の命を受けて部内各班の統制をとるほか、分団会計及び事業の企画に関し正・副分団長を補佐する。部長不在の時は庶務班長が代理する。	
	消 防	消防部は、分団消火活動の核心をなす部であって、分団区域内の機関を統括して消火活動をするほか、平時においては分団区域内の火災予防並びに火災予防の指導啓発の任に当たり予防活動における推進的機関として、部長はこれらの事項について正・副分団長を補佐し、部内各班を指揮する。	
		常 時	非 常 時
庶 務 部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 分団の会計記録に関すること。 備品・消耗品に関すること。 分団の庶務に関すること。 防災資材の備蓄と管理に関すること。 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 分団本部の設定に関すること。 火災現場における分団本部の指示伝達並びに団・分団との連絡に関すること。
	ラッパ班	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線を含む伝達指導に関すること。 ラッパの吹奏に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線を含む伝達、伝令に関すること。 ラッパの吹奏に関すること。

		任 務		
		常 時	非 常 時	
庶務部	予 防 救護班	<ul style="list-style-type: none"> • 予防査察の指導に関する事。 • 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 • 救急法・救急実務の指導に関する事。 • 医薬材料の保管管理に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> • 団員の安全確保に関する事。 • 災害現場における負傷者の発見収容並びに応急処置に関する事。 • 地域住民に対する広報活動に関する事。 • 罹災者の保護 	
	消防部	各機関班 (自動車・積載・搬送)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害防御計画に関する事。 • 機関点検、維持管理及び修得指導に関する事。 • 消火並びに操法の訓練に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> • 消火、水防活動に関する事。 • 水利統制に関する事。
		警防班	<ul style="list-style-type: none"> • 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 • 警防計画に関する事。 • 地水利調査に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> • 担当地区内の非常線の設定に関する事。 • 避難誘導、警戒及び危険区域の警護に関する事。 • 水利誘導に関する事。 • 災害活動用資材の調達及び運搬に関する事。
	予 防 広報班	<ul style="list-style-type: none"> • 予防査察の指導に関する事。 • 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 • 防災に係る広報活動に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> • 団員の安全確保に関する事。 • 地域住民に対する広報活動に関する事。 • 避難誘導等住民の安全に関する事 	
女性団員		• 所属班の任務にあたる	• 後方支援を中心とした活動にあたる	
摘 要		この部署は原則的なものであって、水火災出動時においては、特に各班は積極的に協力し、常に有機的連携を保って初期の目的達成のため、全分団・全団員が一体とならなければならない。		

第11次消防力(消防団)整備計画 事業別(主な事業)年次整備計画(平成28~32年度計画)

年度	事業名等	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		事業費合計
		説明	事業費	説明	事業費	説明	事業費	説明	事業費	説明	事業費	
定数	1,345人											
交付金			102,992		102,992		102,992		102,992		102,992	514,980
一人当	円		76,574		76,574		76,574		76,574		76,574	
伸び率(%)			98%		100%		100%		100%		100%	
施設	詰所耐震改修	施設の状況により改修または建て替えを行う										
	ホース乾燥塔	施設の状況により改修または建て替えを行う。(上記詰所改修にあわせて行う場合あり。)										
消防機械等	自動車			第5分団	14,500	第2分団	14,500	第6分団	14,500	第9分団	14,500	58,000
	積載車		飯沼上 (多機能) 柏原 (多機能)		32,200	中西 舟渡 毛呂窪	27,300	大明神 (多機能) 原・宮崎 名古屋	32,200	上溝 (多機能)	14,000	133,700
	搬送車					上虎岩	5,300					5,300
	指令車											
	C-1ポンプ							第6分団	800	第9分団	800	1,600
耐震性防火水槽	100トン											
	60トン											
	40トン			4基	26,743			4基	26,743			53,486
	20トン											
装備品等	耐切削性手袋	270	817	270	817	270	817	270	817	270	817	4,085
	防火衣	22	1,284	22	1,284	22	1,284	22	1,284	22	1,284	6,420
	防火用長靴	45	754	45	754	45	754	45	754	45	754	3,770
	トラランシーバー	15	243	15	243	15	243	15	243	15	243	1,215
	装備品計		3,098		3,098		3,098		3,098		3,098	15,490
事業費集計	事業費合計		134,090		179,533		153,190		180,333		135,390	782,536
	国庫補助				10,772				10,772			21,544
	県支出金											
	起債(一般)		26,500		58,400		44,900		59,100		27,700	216,600
	その他		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000	5,000
一般財源		106,590		109,361		107,290		109,461		106,690	539,392	

事業費単位：千円

飯田市 防火貯水槽整備指針

平成 18 年 3 月 27 日
改 平成 27 年 2 月 10 日

飯田市 危機管理室 消防団係

1 概要

飯田市は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）による地震防災対策強化地域に指定されたことから、地震防災対策の一環として耐震性貯水槽の設置を進めてきた。また平成 7 年の阪神淡路大震災及び平成 16 年の新潟県中越地震の発生による甚大な被害を見るに当たり、当地域にも伊那谷断層を始めとする活断層があり、早急な地震防災対策の確立が必要なことから、貯水槽の設置について再度見直しをおこない地震に強い耐震性貯水の整備計画を作成する。

2 必要性

消防施設整備計画の消防水利基準では、貯水槽を始め消火栓等含めた水利充足率として整備しているが、地震発生時、耐震性でない貯水槽、消火栓、池等については地震による破損等により、消防水利として有効使用できないと思料され、耐震性貯水槽の設置が必要となる。よって、消防水利基準も参照するが、耐震性貯水槽は単独で市街地を包含できるよう最低必要数を検討し設置計画を作成する。

3 包含面積

飯田市を市町村消防施設整備計画実態調査による人口 10,000 人以上の地域を市街地として 3 地区、人口 1,000 人以上の地域を準市街地として 28 地区に分け、それぞれの面積に応じる耐震性貯水槽の必要数を計算する。また、人口に対する設置基準として人口密度 2,500 人/km²を超える地域には、1 基加算する。

耐震性貯水槽の包含面積は、半径 250m (0.196 km²) とする。

(半径の算出根拠について、消防水利の基準では 120m となっているが、地震による広域災害を想定するなか1 基の貯水槽に 1 台の消防ポンプ能力 (A-2 : 1.4Mp、B-2 : 0.7Mp) 及び消防ホースの耐圧 (1.3Mp) と筒圧を 0.3Mp とし、ホース 1 本あたりの損失 (φ50mm : 0.6Mp、φ65mm : 0.3Mp) を考慮して延長可能本数 18 本分に該当する距離 360m (2 辺の計) を角 90° で曲がった場合の斜辺の距離 250m を半径の基準とする。)

なお、貯水容量は、主に 40m³とし設置予定地の形状、街区の人口密集度、建物密集度及び今後の開発計画等を勘案し貯水容量を決定する。

4 設置計画

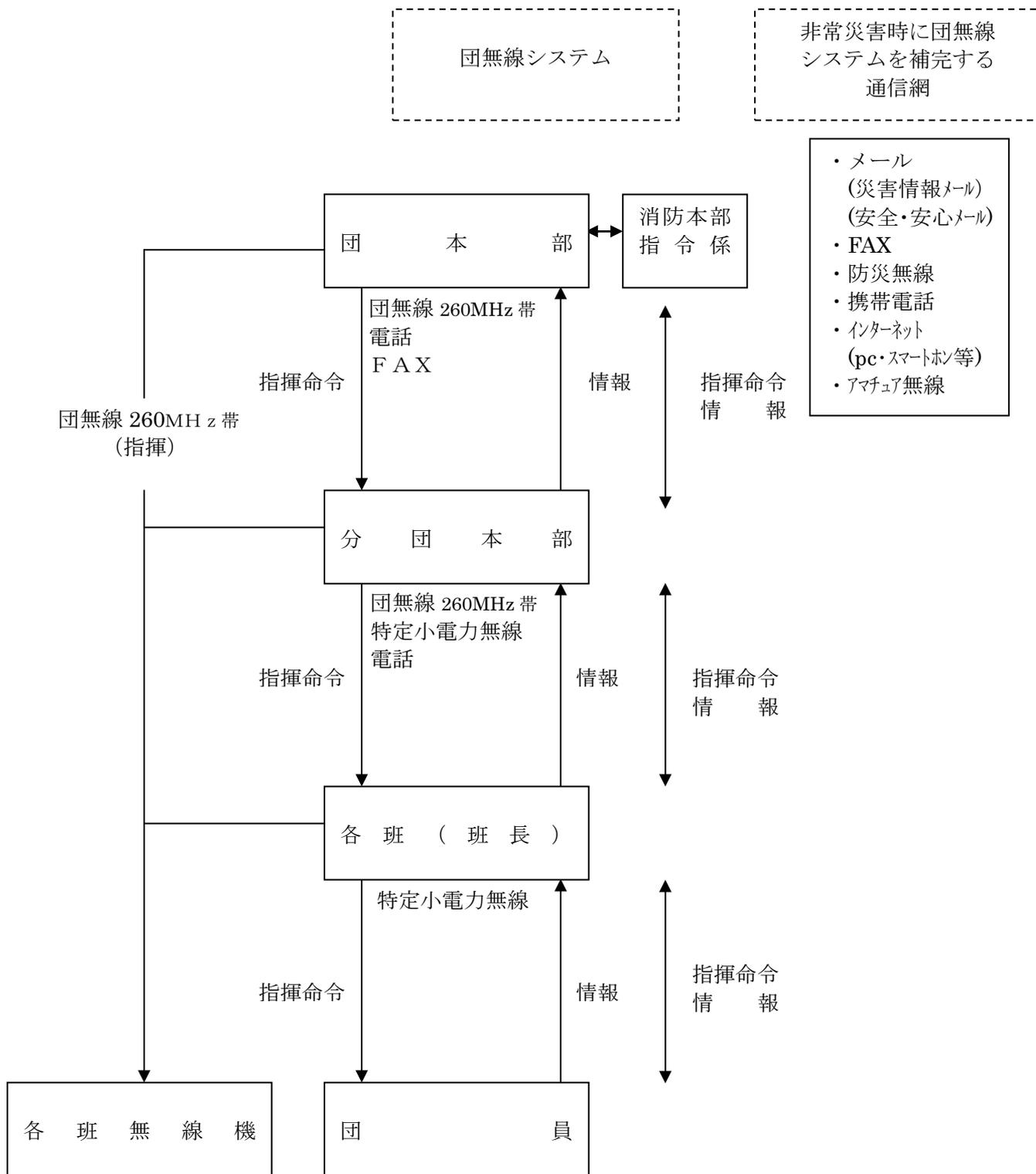
前 3 による包含面積で算出した市街地、準市街地別の耐震性貯水槽必要数を記載した飯田市耐震性貯水槽整備計画表 (別紙 1) のうち、基準の充足率が低く、かつ耐震性貯水槽が整備されていない未整備地域を優先対象地域とする。

(丘の上地域については、一部別計画の「飯田市土地利用計画」による。)

5 その他

消防水利不足地域への整備及び既存貯水槽の更新時は、40m³以上の耐震性貯水槽を設置原則とするが、設置場所等の地域事情により設置困難な場合は、耐震性能を有する 20m³貯水槽の設置も勘案する。

第11次消防力(消防団)整備計画 通信網フロー



第11次消防力(消防団)整備計画 一般火災出動計画

地区名	範囲	担当分団	一次出動台数	第11次消防力整備計画								
				一次出動						二次出動		
				自分団			他分団					
ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	積載車	搬送車				
橋南	全域	1	9	分団車			橋北・東野 上飯田 鼎 上郷	丸山 切石国道 下黒田北 東郷		座光寺 松尾	上溝 一色 飯沼上	
橋北・東野	全域	2	9	分団車			橋南 上飯田 鼎 上郷	丸山 下黒田北 東郷 上黒田		座光寺	下黒田東 切石上 飯沼上	
羽場・丸山	大平・松川入り	3	4	分団車	羽場 丸山			切石上			北方	
	羽場・丸山		10	分団車	羽場 丸山		橋南 橋北・東野 鼎	切石上 切石国道 北方 下黒田北		伊賀良	一色 上黒田	
座光寺	座光寺上段	4	8	分団車	原・宮崎 高岡		上郷	飯沼上 飯沼下 下黒田東 上黒田		橋南 橋北・東野	下黒田北	
	座光寺下段											
松尾	久井・常盤台・八幡・代田	5	10	分団車	八幡 上溝 毛賀		鼎、竜丘	東郷 名古熊 駄科 下虎岩		下久堅	別府下	
	上溝・新井・水城・寺所											
	城・明・毛賀・清水											
下久堅	虎岩・下虎岩・知久平	6	9	分団車	下虎岩 柿野沢	虎岩 南原	上久堅 松尾	柏原 毛賀		竜丘 龍江	駄科 上溝	
	南原・小林・稲葉・柿野沢											
竜丘	駄科・長野原・時又	7	9	分団車	駄科 時又	長野原 上川路	川路 下久堅	毛賀 舟渡		松尾 龍江	八幡 殿岡	
	桐林・時又・上川路											
三穂	全域	8	8	分団車	数田 立石	(下瀬)	山本 川路	箱川 大明神		竜丘 龍江	中村 上川路	
山本	全域	9	8	分団車	北平 中西 箱川	久米	伊賀良 三穂	中村		川路	数田 北方	大瀬木
伊賀良	北方・育良町	10	10	分団車	中村 殿岡 北方	大瀬木 三日市場	上飯田 山本	北平 切石国道		鼎 竜丘 三穂	切石上 一色	久米
	中村・大瀬木											
	下中村・三日市場・殿岡											
川路	全域	11	9	分団車	大明神		竜丘 三穂 龍江	立石 芦ノ口	上川路 (下瀬)	山本	時又 数田 舟渡	
龍江	1区・2区・3区	12	8	分団車	舟渡 芦ノ口 尾林		川路 千代 三穂	柿野沢		竜丘 上久堅	時又 大明神	
	4区											
千代	下村・米峰・毛呂窪	13	9	分団車	下村 毛呂窪 法全寺	野池	龍江 上久堅	小野子 尾林		竜丘 川路	芦ノ口 大明神	
	大郡・米川・法全寺・野池 ・山中・羊平											
上久堅	柏原・下平・風張・越久保	14	8	分団車	柏原 小野子	越久保	千代 下久堅	柿野沢 尾林		松尾 龍江		虎岩 野池
	蛇沼・平栗・落倉・小野子											
鼎	切石	15	10	分団車	切石上 切石国道 一色 名古熊 東郷		橋南 松尾	八幡 殿岡		上飯田 伊賀良 上郷	上溝 別府下 北方	
	一色・名古熊											
	東郷・西郷・下茶屋・上茶屋 ・中平・下山・上山											
上郷	上郷上段	16	10	分団車	上黒田 下黒田北 下黒田東 飯沼上 飯沼下 別府下		橋北・東野 座光寺	原・宮崎		橋南 上飯田 松尾	上溝 東郷	
	上郷下段											
上村	全域	17	8	分団車	上町 程野	(下栗)	南信濃	木沢 八重河内 南和田	(和田)	上久堅	柏原 虎岩	
南信濃	全域	18	8	分団車	木沢 八重河内 南和田	(和田)		上町 程野	(下栗)	上久堅	柏原 虎岩	

* 搬送車()は複数機関運用

区域外出動

天龍村	平岡地区指定密集地						南和田				八重河内	
	その他の地区										南和田	

()は、二次出動において昼間の出動